

球磨村結婚新生活支援補助金交付要綱

令和6年7月1日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新たに婚姻した夫婦に対して球磨村結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）が属する年度の前年度の1月1日から申請日が属する年度の3月の最終開庁日までの間に婚姻届を提出して受理され、申請日時点において、現に婚姻関係にある夫婦をいう。
- (2) 住宅 新婚夫婦が自己の居住の用に供する建築物であつて、居室、台所、浴室及びトイレを備えているものいう。
- (3) 住宅取得費用 婚姻を機に村内で住宅を建築し、又は購入する際に要した費用のうち、当該住宅の建築費又は購入費（金銭消費貸借契約に基づいて金融機関に分割して返済する費用を含み、婚姻日前に当該住宅を建築し、又は購入した場合にあつては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機に建築し、又は購入したものに係る費用に限る。）をいう。ただし、勤務先から当該住宅の建築又は購入に係る手当が支給されている場合は、当該手当に相当する額を除く。
- (4) 住宅賃借費用 婚姻を機に村内で住宅を賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料（婚姻日より前に当該住宅を賃借した場合にあつては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機に賃借したものに係る費用に限る。）をいう。ただし、勤務先から当該住宅の賃借に係る手当が支給されている場合は、当該手当に相当する額を除く。
- (5) 引越費用 婚姻を機に村内で住宅を建築し、購入し、又は賃借する際に要した引越しに係る費用をいう。ただし、引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。
- (6) リフォーム費用 婚姻を機に村内に存する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（金銭消費貸借契約に基づいて金融機関に分割して返済する費用を含み、婚姻日前にリフォームを実施した場合は、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機に実施したものに係る費用に限る。）をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機その他の家電の購入及び設置に係る費用を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚夫婦は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 所得証明書(補助金の交付の申請を申請日が属する年度の4月から6月までの間に行う場合にあつては当該年度の初日の属する年の前々年分、当該年度の7月から3月までの間に行う場合にあつては当該年度の初日の属する年の前年分とする。)を基に、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。
- (3) 申請日時点において、夫婦ともに村内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。ただし、主たる生活拠点は村内にあるものの、やむを得ない事情により夫婦の一方が村外に居住している場合は、この限りでない。
- (4) 夫婦ともに過去に補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦ともに他自治体を実施する補助金と同種の補助等を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦及び夫婦と同一の世帯に属する者が、補助金により実施する住宅の建築、購入、賃借若しくはリフォーム又は引越しに関し、他制度による補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦及び夫婦と同一の世帯に属する者が、球磨村暴力団排除条例(平成23年球磨村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (8) 夫婦ともに市町村税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用及びリフォーム費用を合算した額に相当する額とし、新婚夫婦1組当たり30万円(夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円)を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、申請日が属する年度の4月1日から3月の最終開庁日までの間(以下「補助対象期間」という。)に支出した住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用又はリフォーム費用とする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書の様式は、球磨村結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。)による。

- 2 申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)
 - (2) 新婚夫婦の所得証明書又はこれを複写したもの
 - (3) 新婚夫婦が属する世帯全員の住民票の写し又はこれを複写したもの
 - (4) 婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本、婚姻証明書等をいう。)

- (5) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金の返還を行っている場合に限る。）
- (6) 住宅の建築又はリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し（住宅を建築し、又はリフォームする場合に限る。）
- (7) 住宅の売買契約書の写し（住宅を購入する場合に限る。）
- (8) 住宅の賃貸借契約書（家賃相当額を支払って勤務先が所有する社宅等を使用する場合は、勤務先との当該社宅等の使用に係る契約書、入居決定通知書等）の写し（住宅を賃借する場合に限る。）
- (9) 住宅の建築、購入、賃借若しくはリフォーム又は引越しに係る費用の領収書等の写し（補助対象期間内に支払ったことが分かるものに限る。）
- (10) 住宅の登記事項証明書又は登記の内容が分かる書類の写し（住宅を建築し、又は購入する場合に限る。）
- (11) 住宅の全景写真（住宅を建築し、又は購入する場合に限る。）
- (12) 住宅のリフォーム箇所の施工前後の写真（住宅をリフォームする場合に限る。）
- (13) 住宅手当等支給証明書（別記様式第3号）（住宅を建築し、購入し、又は賃借する場合に限る。）
- (14) その他村長が必要と認める書類

3 申請書兼実績報告書の提出期限は、当該年度の3月の最終開庁日とする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第6条 規則第4条第1項の規定による給付金の交付の決定及び規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、球磨村結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（別記様式第4号）による。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受け、補助金を請求しようとする者は、球磨村結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 村長は、前条の規定による請求が適当であると認めるときは、補助金を請求した者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の特例）

第9条 補助金の交付を受け、その交付を受けた額が第4条第1項に規定する上限額を超えなかった新婚夫婦は、最初に補助金の交付を受けた年度の翌年度に限り、第3条第4号の規定にかかわらず、既に交付を受けた補助金の額と当該上限額との差額を限度として、更に補助金の交付を受けることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、新婚夫婦（令和6年1月1日以後に婚姻届を提出して受理された夫婦に限る。）が令和6年4月1日以後に支出した住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用又はリフォーム費用について適用する。